

提案条例説明資料

令和2年3月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第1号
2	題名	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
3	目的・理由	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	1 改正する条例 (1) 浜田市監査委員条例 (2) 浜田市水道事業の設置等に関する条例 (3) 浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例 2 改正内容 地方自治法の引用条項の変更 (改正前) 法第243条の2 (改正後) 法第243条の2の2
5	施行期日等	令和2年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第2号
2	題名	浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	防災行政無線施設（固定系無線施設）の設置に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	固定系無線施設の受信設備の設置について定める別表第1に次の施設を加える。（別表第1関係） (1) 設置場所 北の森 (2) 位置 浜田市金城町下来原 1386 番地 4
5	施行期日等	令和2年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第3号
2	題名	浜田市印鑑条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（総務省通知）が改正されたことを踏まえ、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録をすることができるようにするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	印鑑を登録することができない者の変更（第2条関係） （改正前）成年被後見人 （改正後）意思能力を有しない者
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第4号
2	題名	浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」及び国家公務員において時間外勤務の上限が導入されたことを踏まえ、時間外勤務命令の上限等を設定するとともに、フレックスタイム制を導入することができるようにするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 フレックスタイム制の導入（第3条関係） 公務の運営に支障がないと認める場合、規則の定めるところにより、始業及び終業の時刻について職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として勤務時間を割り振ることができる。 2 時間外勤務の上限等（第8条関係） 時間外勤務に関し必要な事項（上限等）について、規則で定める。
5	施行期日等	令和2年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第5号
2	題名	浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	常時勤務会計年度任用職員に給料が支給されることとなることに伴い、当該職員の補償基礎額を定めるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	給料を支給される職員の補償基礎額（第6条関係） 当該職員の平均給与額の例により市長と協議して定める額
5	施行期日等	1 施行期日 令和2年4月1日 2 経過措置 改正後の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第6号
2	題名	浜田市森林環境譲与税基金条例
3	目的・理由	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の規定に基づき、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、「浜田市森林環境譲与税基金」の設置に関し必要な事項を定めるものです。
4	概要	<p>1 積立て（第2条）</p> <p>(1) 市に譲与される森林環境譲与税のうち予算に計上する額</p> <p>(2) その他予算に計上する額</p> <p>2 管理（第3条）</p> <p>(1) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管する。</p> <p>(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>3 処分（第6条）</p> <p>基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第7号
2	題名	浜田城に関する資料館及び城山整備基金条例を廃止する条例
3	目的・理由	歴史的建造物である御便殿を活用した浜田市浜田城資料館の設置及び城山整備事業が完了し、基金の設置目的が達成されるため、当該基金を廃止するものです。
4	概要	浜田城に関する資料館及び城山整備基金条例は、廃止する。
5	施行期日等	令和2年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第8号
2	題名	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	児童福祉法の一部が改正され、これまで「従うべき基準」とされていた放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数が「参酌すべき基準」に改められることに伴い、放課後児童健全育成事業の安定的な運営を行うため、放課後児童支援員研修未修了者のうち基礎資格を有する者を放課後児童支援員とみなすことのできる期限について、所要の改正を行うものです。
4	概要	放課後児童支援員研修未修了者のうち保育士資格等基礎資格を有する者を放課後児童支援員とみなすことのできる期限の延長（附則第2項関係） （改正前）令和2年3月31日まで （改正後）令和5年3月31日まで
5	施行期日等	令和2年4月1日
6	備考	放課後児童クラブの運営に係る国の補助金交付要綱においても、放課後児童支援員研修未修了者のうち基礎資格を有する者を令和5年3月31日までの間は放課後児童支援員とみなして、助成されます。

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第9号
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「令和2年度税制改正大綱」を踏まえた国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の負担の適正化を図るため、国民健康保険料の賦課に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 保険料の賦課限度額の改正</p> <p>(1) 基礎賦課限度額（第18条の6関係） 61万円⇒63万円</p> <p>(2) 介護納付金賦課限度額（第18条の12関係） 16万円⇒17万円</p> <p>2 低所得者に対する保険料軽減措置の対象の拡大（第22条関係）</p> <p>(1) 5割軽減対象の拡大 （改正前）基準額＝33万円＋28万円×被保険者数 （改正後）基準額＝33万円＋28.5万円×被保険者数</p> <p>(2) 2割軽減対象の拡大 （改正前）基準額＝33万円＋51万円×被保険者数 （改正後）基準額＝33万円＋52万円×被保険者数</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和2年4月1日</p> <p>2 経過措置 改正後の規定は、令和2年度以後の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第10号
2	題名	浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	患者数の少ない午後の診療時間を短縮し、医師会当番医の負担を軽減するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	午後の診療時間の変更（第4条関係） （改正前） 午後1時から午後4時まで （改正後） 午後1時から午後3時まで
5	施行期日等	令和2年7月1日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第11号
2	題名	浜田市八戸川農村公園条例を廃止する条例
3	目的・理由	利用者がなく、今後も利用の見込みがないことから、浜田市八戸川農村公園を廃止するため、当該施設の設置及び管理について定める条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市八戸川農村公園条例は、廃止する。 (施設の表示) (1) 名称 浜田市八戸川農村公園 (2) 位置 浜田市旭町本郷 1269 番地 1
5	施行期日等	令和2年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第12号
2	題名	浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例
3	目的・理由	民法の一部改正に伴う債権関係の見直し及び入居資格の緩和等を図るため、関係する条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 改正する条例</p> <p>(1) 浜田市営住宅条例</p> <p>(2) 浜田市特定公共賃貸住宅条例</p> <p>(3) 浜田市雇用促進住宅条例</p> <p>(4) 浜田市集団移転住宅条例</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 入居者資格の緩和</p> <p>ア 該当条例 浜田市営住宅条例及び浜田市雇用促進住宅条例</p> <p>イ 改正内容</p> <p>入居希望者の事情は様々であり、税の滞納者であっても配慮を要する場合があることから、入居者資格から「市町村税を滞納していない者であること。」を削る。</p> <p>(2) 連帯保証人の廃止</p> <p>ア 該当条例 浜田市営住宅条例</p> <p>イ 改正内容 連帯保証人を確保できないために入居することができないといった事態が生じることがないように、入居の際に提出する請書に連帯保証人を求めないこととする。</p> <p>(3) 敷金充当範囲の明示</p> <p>ア 該当条例 浜田市営住宅条例、浜田市特定公共賃貸住宅条例及び浜田市雇用促進住宅条例</p> <p>イ 改正内容</p>

		<p>未納の家賃、駐車場使用料又は損害賠償金があるときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。</p> <p>(4) 原状回復範囲の明示</p> <p>ア 該当条例 浜田市営住宅条例、浜田市特定公共賃貸住宅条例及び浜田市雇用促進住宅条例</p> <p>イ 改正内容</p> <p>退去時における入居者の負担による修繕は、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに入居者の過失による汚損、毀損等の部分とする。</p> <p>(5) 利息の利率の変更</p> <p>ア 該当条例 浜田市営住宅条例</p> <p>イ 改正内容</p> <p>年5分 ⇒ 法定利率（民法の規定による。）</p> <p>(6) その他規定の整理</p> <p>ア 該当条例 浜田市営住宅条例、浜田市特定公共賃貸住宅条例、浜田市雇用促進住宅条例及び浜田市集団移転住宅条例</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和2年4月1日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) 改正後の入居者資格に係る規定は、施行日以後に開始した入居者の公募について適用し、施行日前に開始した入居者の公募については、なお従前の例による。</p> <p>(2) 改正後の連帯保証人（請書）に係る規定は、施行日以後に提出する請書について適用し、施行日前に提出する請書については、なお従前の例による。</p> <p>(3) 改正後の利息の利率に係る規定は、施行日以後に到来した支払期に係る支払期後の利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る支払期後の利息については、なお従前の例による。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第13号
2	題名	浜田市地域定住住宅条例
3	目的・理由	民法の一部改正による債権関係の見直しと併せ、設置の目的及び運用の実情が類似している3つの住宅条例について、その入居資格等を整理し、統一した取扱いとするため、これらを統合した条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 統合する条例</p> <p>(1) 浜田市一般市営住宅条例</p> <p>(2) 浜田市営地域定住住宅条例</p> <p>(3) 浜田市若者住宅条例</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 入居者資格の統一（第7条） 一部の住宅にあった年齢制限、所得要件及び納税要件を撤廃する。</p> <p>(2) 敷金充当範囲の明示（第17条） 未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。</p> <p>(3) 原状回復範囲の明示（第24条） 退去時における入居者の負担による修繕は、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに入居者の過失による汚損、毀損等の部分とする。</p> <p>(4) その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和2年4月1日</p> <p>2 旧条例の廃止</p> <p>(1) 浜田市一般市営住宅条例</p> <p>(2) 浜田市営地域定住住宅条例</p> <p>(3) 浜田市若者住宅条例</p> <p>3 経過措置</p> <p>(1) 旧条例の規定により指定を受けている指定管理者</p>

		<p>は、この条例の規定により指定を受けた指定管理者とみなす。</p> <p>(2) 旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>
6	備 考	<p>1 施行期日前からの入居者は、新たに手続をすることなく、今までどおり入居を継続することができます。</p> <p>2 旧条例に規定されていた住宅のうち次の住宅は、用途廃止するため、新条例には規定していません。</p> <p>(1) 上神代屋住宅 浜田市弥栄町長安本郷 431 番地 1</p>

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第14号			
2	題名	浜田市工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	令和4年11月から中国電力株式会社三隅発電所2号機が運転を開始することに伴い、令和2年10月から工業用水道の給水量がこれまでの5,000 m ³ /日から9,500 m ³ /日に段階的に増加し、給水収益の増加が見込まれることから、令和2年10月から令和7年3月までを算定期間として料金を算定し、工業用水道料金について所要の改正を行うものです。			
4	概要	工業用水道料金の変更（第2条関係）			
		現行 (円/m ³)	改定後 (円/m ³)	改定額 (円/m ³)	改定率 (%)
	基本料金	48	29	△19	△39.58
	特定料金	48	29	△19	△39.58
	超過料金	55	33	△22	△40.00
5	施行期日等	1 施行期日 令和2年10月1日 2 経過措置 改正後の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。			